

広島市規則第20号

令和8年3月27日

広島市聴聞実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市聴聞実施細則の一部を改正する規則

広島市聴聞実施細則（平成6年広島市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第10条第1項及び第3項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。